第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［略］

（第２面）

＊　登　　録　　番　　号	財務（支）局長（金商）第　　号 （　年　月　日）	
＊　金　融　商　品　取　引　法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日
［1 ～15　略］		
16 ‖　有価証券とみなされる権利（第６条の３に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う旨）	
17 ‖　有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う旨）	
18 ‖　有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う旨）	
19 ‖　暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第１号から第５号までに掲げる行為を業として行う旨）	
20 ‖　暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条	（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第２条第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる	

△

○

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［同左］

（第２面）

＊　登　　録　　番　　号	財務（支）局長（金商）第　　号 （　年　月　日）	
＊　金　融　商　品　取　引　法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日
［1 ～15　同左］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○